

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款第27条の規定に基づき、また第13条の規定を明確化すべく役員及び評議員の報酬、退職金及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 本規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用弁償とは明確に区分される。
ただし、報酬等は、本連盟の役員としての職務遂行の対価に限られ、本連盟の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費を含む）、手数料等の経費の弁償をいい、報酬等とは明確に区分される。

(役員に対する報酬等の支給)

第3条 役員は、報酬等の決定については、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、理事会で決定する。

(評議員に対する報酬等の支給)

第4条 評議員には定款第13条に基づき報酬等を支給しない。

(役員に対する費用弁償)

第5条 本連盟は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払う。

- 2 役員には、理事会及び評議員会出席の都度、日当として一人一律3,000円を支給

する。

(評議員に対する費用弁償)

第6条 本連盟は、評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本連盟は、本規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(有給専門職)

第8条 本連盟は、役員、事務局員、専門委員会委員、特別委員会委員のほかに、有給専門職を置くことができる。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規程は、平成28年2月28日より一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、令和5年3月26日より一部改訂施行する。